

<修 繕>

道路照明灯修繕その4(北・中央地区) 仕様書

1	修繕名称	道路照明灯修繕その4(北・中央地区)
2	施行場所	横須賀市内各所(北・中央地区)(別紙道路照明灯修繕区域図のとおり)
3	修繕物件	道路照明灯(内訳書のとおり)
4	修繕内容	土木部管理の道路照明灯が、不点灯及び不消灯の場合、又は照明器具の破損等があった場合に、ランプ、安定器及び照明器具の取り替えを即刻実施する。
5	履行期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日
6	特記事項	特記仕様書のとおり この単価契約で示した材料以外で使用する材料単価については、協議により決定する。
7	契約方法	単価による修繕請負契約:単位(内訳書のとおり)
8	支払方法	2回払い(12月、3月締め) 本件は完了実績に応じて、適正な請求により支払う。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
9	施工監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 ・履行期間満了日までに、発注者と請負者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお請負者が当該契約を締結する意思がない場合等については、令和3年12月末就業日までに通知すること。
11	監督員連絡先	土木部道路維持課 田嶋 利雄 TEL 046-822-8399

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

道路照明灯修繕その4（北・中央地区） 契約単価内訳

No 1

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ この単価契約で示した材料以外で使用する材料単価については、協議により決定する。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

道路照明灯修繕その4（北・中央地区） 契約単価内訳

No2

※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ この単価契約で示した材料以外で使用する材料単価については、協議により決定する。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

道路照明灯修繕その4(北・中央地区) 特記仕様書

- 1 本仕様書は、横須賀市土木部が管理する道路照明灯の修繕にあたり、必要事項を定めたものである。
- 2 本修繕にあたっては契約書等に定めるもののほか、本仕様書に基づき行うものとする。
- 3 請負者は本市監督員の指示により修繕を行うものとする。本修繕内容等に疑義のあるときは、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- 4 道路照明灯の修繕は、緊急性を要するため常に即応体制をとること。
- 5 取替工は不良箇所の確認、不良部品の交換、各種測定、点灯試験を含むものとする。
- 6 本市において必要と認めたときは、修繕の変更または中止をすることができる。
- 7 施行場所については、当該業務区域ほか、監督員の指示により、区域外の作業についても行うことがある。
- 8 修繕の実施にあたっては関係法規を遵守し、常に善良な管理者の注意をもって業務を行わなければならない。
- 9 修繕実施のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きは、監督員と打合せの上、請負者において迅速に処理する。
- 10 本修繕中に事故があったときは、所要の処置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに報告すること。
なお、事故の処理に要する費用は請負者の負担とする。
- 11 本仕様書に記載なき事項については、横須賀市契約規則及び神奈川県土木工事共通仕様書（令和3年4月）によるほか、協議して決定するものとする。
- 12 修繕に際し一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 13 請負者は、作業完了後速やかに完了の報告を行うこと。

- 14 請負者は、施工前に必ず写真撮影を行い、作業中、施工後も同一場所で写真撮影を行い、修繕箇所ごとに整理し、監督員に提出しなければならない。
- 15 電力会社に対する電気使用に関する契約内容の変更手続き（減設申込等）は、必ず月に1回行い、申込書の写し等を監督員に提出すること。なお、手続きに必要な一切の費用は、請負者が負担するものとする。
- 16 修繕実施後、使用済みの安定器については、必ず、PCB 使用有無に関する調査を行うこと。
安定器を処分する際、PCB が使用されていない場合は処分できるが、PCB が使用されている場合は処分できないため、速やかに監督員に連絡すること。
- 17 発注者の指定する規格（型番）の材料を用いた修繕では、即応体制をとることが困難と判断される場合には、発注者の指定する規格の同等品以上の材料を用いて修繕を行うこと。ただし、施工前に必ず修繕に用いる材料等の詳細を監督員に通知し、その承認を得ること。
- 18 照明灯台帳修正とは、修繕時に、共架式では共架バンドの正面、左右からの写真撮影、独立式では、柱地際の写真撮影等の調査を行い、所定の書式（電子データ）により報告書を提出することである。詳しくは、監督員の指示によるものとする。
- 19 処分費の各単価は、運搬費を含んだ価格としている。
- 20 電子データ格納媒体は、電子データの原本性を確保するため、提出データの書き換えが不可能な CD-R での提出を行う。
- 21 請負者は、データファイル等全ての電子納品物について、納品すべき最終成果品が完成した時点で必ずウイルスチェックを行うこと。
- 22 ウィルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- 23 CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

24 ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。

25 ウィルス対策を怠り、本市に損害を与えた場合は請負者の負担において速やかに対応するものとする。

本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、修繕の実施においてもできる限り環境に配慮して業務を遂行するようお願いします。

道路照明灯修繕区域図

